

経済産業省

20221125保局第1号

電気関係報告規則第3条及び第3条の2の運用について（内規）の一部を改正する規程を次のとおり定める。

令和4年11月30日

経済産業省大臣官房技術総括・保安審議官 辻本 圭助



電気関係報告規則第3条及び第3条の2の運用について（内規）
の一部を改正する規程

電気関係報告規則第3条及び第3条の2の運用について（内規）（2021
0319保局第1号）の一部を別紙の新旧対照表のとおり改正する。

附 則

この規程は、令和4年12月1日から施行する。

電気関係報告規則第3条及び第3条の2の運用について（内規）（20210319保局第1号）の一部を改正する案
新旧対照表

改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。
改正後欄に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正案	現行
<p>2. 規則第3条及び第3条の2の運用に当たっての留意点</p> <p>(1) <u>規則第3条第1項の表第4号から第7号まで及び第3条の2第1項第4号</u>は電気工作物の使用が開始された時から適用し、その他の同条同項の規定については、電気工作物の設置又は変更の工事が開始された時から適用する。</p> <p>(2) 電気事業者又は自家用電気工作物設置者は、<u>規則第3条第1項の表各号</u>の少なくともいずれか一の事故に該当するときはその旨を直ちに報告する必要がある。同条第2項に規定する「事故の発生を知った時」とは、電気事業者又は自家用電気工作物設置者が事象の発生を覚知し、当該事象が<u>規則第3条第1項の表各号</u>の少なくともいずれか一の事故に該当することを確認した時のことをいう。</p> <p>また、規則第3条第2項前段の規定に基づく報告（以下「事業用電気工作物の事故の速報」という。）の際に、複数の号に該当する場合は、より適確に該当すると判断する号により報告することとし、速報の後に他の号に該当することが明らかになった場合は、その旨を規則第3条第2項後段の規定に基づき、規則様式第13により提出する「電気関係事故報告」（以下「事業用電気工作物の事故の詳細」という。）に、該当する号を全て記載して報告することとする。</p> <p>(3)・(4) [略]</p> <p>(5) <u>規則第3条第1項の表各号及び規則第3条の2第1項各号</u>に掲げる事故以外の事故であって再発防止策の検討を要するなど、特に必要な場合は、法第106条に基づいて報告徴収を行うこととする。</p>	<p>2. 規則第3条及び第3条の2の運用に当たっての留意点</p> <p>(1) <u>規則第3条第1項の表第4号、第5号及び第6号並びに第3条の2第1項第4号</u>は電気工作物の使用が開始された時から適用し、その他の同条同項の規定については、電気工作物の設置又は変更の工事が開始された時から適用する。</p> <p>(2) 電気事業者又は自家用電気工作物設置者は、<u>規則第3条第1項各号</u>の少なくともいずれか一の事故に該当するときはその旨を直ちに報告する必要がある。同条第2項に規定する「事故の発生を知った時」とは、電気事業者又は自家用電気工作物設置者が事象の発生を覚知し、当該事象が<u>規則第3条第1項各号</u>の少なくともいずれか一の事故に該当することを確認した時のことをいう。</p> <p>また、規則第3条第2項前段の規定に基づく報告（以下「事業用電気工作物の事故の速報」という。）の際に、複数の号に該当する場合は、より適確に該当すると判断する号により報告することとし、速報の後に他の号に該当することが明らかになった場合は、その旨を規則第3条第2項後段の規定に基づき、規則様式第13により提出する「電気関係事故報告」（以下「事業用電気工作物の事故の詳細」という。）に、該当する号を全て記載して報告することとする。</p> <p>(3)・(4) [略]</p> <p>(5) <u>規則第3条第1項各号及び規則第3条の2第1項各号</u>に掲げる事故以外の事故であって再発防止策の検討を要するなど、特に必要な場合は、法第106条に基づいて報告徴収を行うこととする。</p>

3. 報告基準の各号について

規則第3条第1項の表及び第3条の2第1項の各号について、次のとおり解釈する。

【第3条第1項の表第1号】感電等の電気工作物に係る死傷事故 [略]

【第3条第1項の表第2号】電気火災事故 [略]

【第3条第1項の表第3号】電気工作物に係る物損等事故 [略]

【第3条第1項の表第4号、第5号】主要電気工作物の破損事故

四 次に掲げるものに属する主要電気工作物の破損事故

イ～ヘ [略]

ト 出力一万キロワット以上又は容量八万キロワットアワー以上の蓄電所

チ～ス [略]

五 次に掲げるものに属する主要電気工作物の破損事故(第一号、第三号及び第九号から第十一号までに掲げるものを除く。)

イ～ハ [略]

(1) [略]

(2) 語句・文章の解釈

①・② [略]

③ 「直ちに、その運転が停止し、若しくはその運転を停止しなければならないこと」：例えば、電気工作物の機能低下が、運転中において想定されている機能低下の範囲を超えて急激に起きた場合であって、当該電気工作物の自動停止機能により運転が自動停止した場合、又は、操作員が緊急に手動停止した場合をいい、例えば以下の事故が挙げられる。

イ 落雷による太陽電池又はその附属設備の焼損

ロ 逆変換装置等の損傷に伴う運転停止

ハ 製造不良や故障等により発生した火災による蓄電所の電力貯蔵装置の焼損

④・⑤ [略]

(3) 運用上の留意点

① [略]

② 自然現象に起因する事故であって、十分な保安実績が有り、事故発生後の対処

3. 報告基準の各号について

規則第3条第1項及び第3条の2第1項の各号について、次のとおり解釈する。

【第3条第1項第1号】感電等の電気工作物に係る死傷事故 [略]

【第3条第1項第2号】電気火災事故 [略]

【第3条第1項第3号】電気工作物に係る物損等事故 [略]

【第3条第1項第4号、第5号】主要電気工作物の破損事故

四 次に掲げるものに属する主要電気工作物の破損事故

イ～ヘ [略]

[新設]

ト～リ [略]

五 次に掲げるものに属する主要電気工作物の破損事故(第一号、第三号及び第八号から第十号までに掲げるものを除く。)

イ～ハ [略]

(1) [略]

(2) 語句・文章の解釈

①・② [略]

③ 「直ちに、その運転が停止し、若しくはその運転を停止しなければならないこと」：例えば、電気工作物の機能低下が、運転中において想定されている機能低下の範囲を超えて急激に起きた場合であって、当該電気工作物の自動停止機能により運転が自動停止した場合、又は、操作員が緊急に手動停止した場合をいい、例えば以下の事故が挙げられる。

イ 落雷による太陽電池又はその附属設備の焼損

ロ 逆変換装置等の損傷に伴う運転停止

[新設]

④・⑤ [略]

(3) 運用上の留意点

① [略]

② 自然現象に起因する事故であって、十分な保安実績が有り、事故発生後の対処

方法として、早期に部品交換、原型復旧、機能回復を行う等の方法が十分に確立している場合、事業用電気工作物の詳報は、再発防止策の欄を除いたものを提出することで足りることとする。なお、当該事故の例としては、以下の場合が挙げられる。

イ 台風等の際に飛来物により送電線が断線した場合

ロ 洪水により発電所又は蓄電所が流出した場合

【第3条第1項の表第7号】放電支障事故

七 出力十万千瓦以上の蓄電所に係る七日間以上の放電支障事故

(1) 目的

電気の安定供給確保等の観点から、蓄電所の保安状況の把握が重要であることから、報告を求めるものである。

(2) 語句・文章の解釈

① 「放電支障事故」：規則第1条第2項第11号に掲げる「蓄電所の電気工作物の故障、損傷、破損、欠陥又は電気工作物の誤操作若しくは電気工作物を操作しないことにより当該蓄電所が直ちに運転を停止し、又はその運転を停止しなければならなくなること」をいい、例えば、以下の事故が挙げられる。

イ 電力貯蔵装置からの発火

ロ 保護装置の誤動作や故障

ハ 運転員の操作ミス

② 「蓄電所が直ちに運転が停止し、又はその運転を停止しなければならなくなること」：【第1項第4号、第5号】主要電気工作物の破損事故(2)③と同じ。

③ 「七日間以上」：放電支障期間は、放電停止日から運転可能になった日までをいい、運転可能となった後に、電気事業者又は自家用電気工作物設置者の判断で運転を行わなかった期間は含まない。

④ 放電支障事故の対象とする電気工作物は、一般送配電事業者又は配電事業者

方法として、早期に部品交換、原型復旧、機能回復を行う等の方法が十分に確立している場合、事業用電気工作物の詳報は、再発防止策の欄を除いたものを提出することで足りることとする。なお、当該事故の例としては、以下の場合が挙げられる。

イ 台風等の際に飛来物により送電線が断線した場合

ロ 洪水により発電所が流出した場合

[新設]

が維持し、及び運用する電線路その他の電気工作物に電線路に接続し、かつ、専ら発電事業の用に供するための蓄電所（出力が10万キロワット以上であるものに限る。）を対象とする。

(3) 運用上の留意点

① 放電支障事故は、蓄電所の営業運転を開始して以降の事故を対象とする。したがって、電気工作物の工事中、試充電中又は試運転中に発生した事故は、放電支障事故とは解さない。また、蓄電所の停止を伴う点検中に発見した設備、機器の不具合については放電支障事故の対象としない。その他、保安停止や、流木、土砂、くらげ等の流入及び除去作業に伴う放電停止も対象外とする。

② 事業用電気工作物の詳報の提出に際し、他施設での同種の事故の発生防止策の検討に資すると思われる場合のみ、再発防止策の欄の記載を要することとし、例えば、以下の場合が挙げられる。

イ 誤操作により単一の事故が起因であったものの、その拡大を防げずに複数の系に影響を及ぼしたもの

ロ 最新の技術を用いた設備で発生した事故であって、過去に同様の事故が発生していない又は少ないもの

ハ 同一の箇所在同一の条件で過去に複数回事故が発生したものの、十分な対策が取られていないもの（設備の運用方針として事故後早期に部品交換をする前提であるもの、又は、これまでの知見に基づき対処方法が確立しているものを除く。）

【第3条第1項の表第8号、第9号】 供給支障事故

八 供給支障電力が七千キロワット以上七万キロワット未満の供給支障事故であつて、その供給支障時間が一時間以上のもの、又は供給支障電力が七万キロワット以上十万キロワット未満の供給支障事故であつて、その供給支障時間が十分以上のもの（第十号及び第十二号に掲げるものを除く。）

九 供給支障電力が十万キロワット以上の供給支障事故であつて、その供給支障時間が十分以上のもの（第十一号及び第十二号に掲げるものを除く。）

【第3条第1項第7号、第8号】 供給支障事故

七 供給支障電力が七千キロワット以上七万キロワット未満の供給支障事故であつて、その供給支障時間が一時間以上のもの、又は供給支障電力が七万キロワット以上十万キロワット未満の供給支障事故であつて、その供給支障時間が十分以上のもの（第九号及び第十一号に掲げるものを除く。）

八 供給支障電力が十万キロワット以上の供給支障事故であつて、その供給支障時間が十分以上のもの（第十号及び第十一号に掲げるものを除く。）

(1) [略]

(2) 語句・文章の解釈

①・② [略]

③ 「供給支障時間」：規則第1条第2項第8号に掲げる「供給支障事故が発生した時から、電気の供給の停止又は使用の制限が終了した時までの時間」をいう。なお、規則第3条第1項の表第8号又は第9号に掲げる供給支障電力を一旦超過した供給支障事故は、当該供給支障電力を超過した時間から、当該供給支障が解消されたときまでの時間を、供給支障時間という。ただし、配電線路に係る供給支障事故については、当該配電線路の発電所又は変電所の引出口遮断器が投入されたときに、当該配電線路に係る供給支障が終了したものとみなす。

イ・ロ [略]

(3) [略]

【第3条第1項の表第10号、第11号、第12号】他者への波及事故

十～十二 [略]

(1) 目的

一般送配電事業者間、配電事業者間、一般送配電事業者及び配電事業者間又は発電事業者から他の電気事業者への波及事故を規定したものであり、例えば、大規模発電所が脱落したり、基幹系送電系統を通じた電気事故の波及により大規模な供給支障を誘発したりするおそれがある。このため、電気事業者相互の協調のあり方等を検討する必要から、電気事業者から報告を求めるものである（規則第3条第1項の表第10号及び第11号）。一方、自家用電気工作物設置者については、その数も多く、自社の電気事故が他の電気事業者に波及しないよう、受電設備の保守、管理及び電気事業者と自家用電気工作物設置者との相互の協調のあり方等を検討する必要があるため、電圧3,000ボルト以上の電圧で受電する自家用電気工作物設置者から報告を求めるものである（規則第3条第1項の表第12号）。

(2) 運用上の留意点

① [略]

(1) [略]

(2) 語句・文章の解釈

①・② [略]

③ 「供給支障時間」：規則第1条第2項第8号に掲げる「供給支障事故が発生した時から、電気の供給の停止又は使用の制限が終了した時までの時間」をいう。なお、規則第3条第1項第7号又は第8号に掲げる供給支障電力を一旦超過した供給支障事故は、当該供給支障電力を超過した時間から、当該供給支障が解消されたときまでの時間を、供給支障時間という。ただし、配電線路に係る供給支障事故については、当該配電線路の発電所又は変電所の引出口遮断器が投入されたときに、当該配電線路に係る供給支障が終了したものとみなす。

イ・ロ [略]

(3) [略]

【第3条第1項第9号、第10号、第11号】他者への波及事故

九～十一 [略]

(1) 目的

一般送配電事業者間、配電事業者間、一般送配電事業者及び配電事業者間又は発電事業者から他の電気事業者への波及事故を規定したものであり、例えば、大規模発電所が脱落したり、基幹系送電系統を通じた電気事故の波及により大規模な供給支障を誘発したりするおそれがある。このため、電気事業者相互の協調のあり方等を検討する必要から、電気事業者から報告を求めるものである（規則第3条第1項第9号及び第10号）。一方、自家用電気工作物設置者については、その数も多く、自社の電気事故が他の電気事業者に波及しないよう、受電設備の保守、管理及び電気事業者と自家用電気工作物設置者との相互の協調のあり方等を検討する必要があるため、電圧3,000ボルト以上の電圧で受電する自家用電気工作物設置者から報告を求めるものである（規則第3条第1項の表第11号）。

(2) 運用上の留意点

① [略]

② 規則第3条第1項の表第10号又は同表第11号に規定する他社へ供給支障を発生させた事故の供給支障電力の大きさ及び供給支障時間の長さについては、同表第8号、第9号に規定する供給支障事故に準ずる。

③ [略]

【第3条第1項の表第13号】ダムからの異常放流事故

十三 [略]

[略]

【第3条第1項の表第14号】電気工作物に係る社会的影響を及ぼした事故

十四 [略]

(1) 目的

電気工作物に係る社会的に影響を及ぼした事故については、技術的には単純な原因であったとしても、電気事業の公共性に鑑み、電気工作物に係る保安体制、管理運営体制等について、詳細に調査、検討し、再発防止策を講じる必要があることから、第1号から第13号までの事故に該当しない事故を対象として、報告を求めるものである。

(2) [略]

② 規則第3条第1項の表第9号又は同表第10号に規定する他社へ供給支障を発生させた事故の供給支障電力の大きさ及び供給支障時間の長さについては、第7号、第8号に規定する供給支障事故に準ずる。

③ [略]

【第3条第1項第12号】ダムからの異常放流事故

十二 [略]

[略]

【第3条第1項第13号】電気工作物に係る社会的影響を及ぼした事故

十三 [略]

(1) 目的

電気工作物に係る社会的に影響を及ぼした事故については、技術的には単純な原因であったとしても、電気事業の公共性に鑑み、電気工作物に係る保安体制、管理運営体制等について、詳細に調査、検討し、再発防止策を講じる必要があることから、第1号から第12号までの事故に該当しない事故を対象として、報告を求めるものである。

(2) [略]